

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【告示】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 県営土地改良事業の工事完了 ○ 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出 【内水面漁場管理委員会】 ○ 第二百二十九回岡山県内水面漁場管理委員会開催	目次	道路整備課	目次
		〃	
内水面漁場管理委員会	担当課（室）	経営支援課	担当課（室）
		耕地課	
内水面漁場管理委員会	担当課（室）	建築指導課	
		内水面漁場管理委員会	

◎岡山県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 鏡野久世線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
苦田郡鏡野町中谷字出合赤渕一二〇七番 三地先から 先まで	新	九・七 一〇・五	八二・〇	
苦田郡鏡野町中谷字出合赤渕一二〇七番 三地先から 先まで	旧	五・五 一〇・五	八二・〇	

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 勝央勝北線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

注 この変更は、最大から最小までの範囲内の道路の幅員の変更である。

勝田郡勝央町植月中字長良八四八番一 地先から 勝田郡勝央町植月中字長良九七一 番一 地先まで	勝田郡勝央町植月中字長良八四八番一 地先から 勝田郡勝央町植月中字長良九七一 番一 地先まで	
旧	新	別
一三・〇 二〇・六	一三・〇 二〇・六	(メートル)
一二九・〇	一二九・〇	(メートル)

◎岡山県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	供用開始年月日
路線名	区間		
鏡野久世線	苫田郡鏡野町中谷字出合赤淵一二〇七番三地先から 苫田郡鏡野町中谷字赤淵二〇七七番一地先まで		平成三十年五月十五日
勝央勝北線	勝田郡勝央町植月中字長良八四八番一地先から 勝田郡勝央町植月中字長良九七一番一地先まで		

〔二五二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年五月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前） 午前十時

（変更後） 午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前） 午後十時

（変更後） 午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時から午後十時まで

（変更後） 午前六時三十分から午前零時三十分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後七時まで

（変更後） 午前五時から午後九時まで

平成30年5月15日 岡山県公報 第11990号

4 変更年月日

平成三十年五月二日

二 届出年月日

平成三十年五月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年五月十五日から同年九月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔二五三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十年五月十五日

岡山県知事 伊原本 隆 太

地 区 名	工 種	完了年月日
長 田 池	た め 池	二九・六・三〇
中 ノ 池	〃	二九・八・三〇
甲 骨 池	〃	三〇・二・二六
川 上 (音藤・北)	農業用排水施設	二六・一〇・八
〃 (川 上)	〃	三〇・三・二八

〔二五四〕都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月十五日

氏名	岡山県知事	伊原木	隆	太
住所	倉敷市阿知三丁目一八番九号			

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百二十九回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成三十年五月十五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時

平成三十年六月二十二日（金）

午後一時三十分から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

第二号議案 増殖指示量の再検討について